

# 市原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例について

## 1. 条例制定の根拠

現在は、法律や条令により設備等の基準が定められているわけではなく、ガイドラインという形で基準が示されています。

新制度の施行に向けた関係法令の改正のなかで、児童福祉法が以下のように改正されます。

- 児童福祉法 第34条の8の2

「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。」

児童福祉法に上記のとおり規定されており、  
全市町村が基準に関する条例を制定する必要があります。

⇒市条例（案）は、資料5-2のとおり

※ここでいう児童福祉法とは、新制度施行に伴い改正となるものです。  
（改正予定日：平成27年4月1日）

## 2.国が示した基準（厚生労働省令）

- 平成26年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。）が公布されました。

## 3.「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

### • 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない内容であり、当該基準に従う範囲内であれば地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるものの、異なる内容を定めることはできません。

（児童福祉法第34条の8の2第2項に規定）

放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定める

### • 参酌すべき基準

市が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準。

資料5-2でお示ししている条例（案）において、「参酌すべき基準」に該当する部分を**網掛け**としています。

## 4. 条例の内容

### ① 従うべき基準について

- ・ 前述のとおり、従うべき基準については、厚生労働省令と異なる内容を定めることはできません。

このため、内容を確認し、市条例の文章とするため表現を変更している部分がありますが、内容は厚生労働省令の基準どおりとしています。

### ② 参酌すべき基準について

- ・ 本市の実情に厚生労働省令と異なる内容を定める特段の事情や特性はないことから、市条例の文章とするため表現を変更している部分がありますが、内容は厚生労働省令の基準どおりとしています。

## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
放課後児童健全育成事業の一般原則	<p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。</p>	<p><b>【事業目的】</b></p> <p>放課後児童クラブ事業は、公立私立を問わず小学校及び特別支援学校小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後、及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭にかわる適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。</p>

## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	<p>第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。</p>	<p>【施設・設備】の</p> <p>(1) 必要な施設に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2方向以上の避難経路</li> </ul> <p>(2) 必要な設備に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器などの消防設備など防災の設備と記載あり。</li> </ul>
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	<p>第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p>	
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	<p>第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>【指導員の研修】</p> <p>(1) 研修の機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①設置者(運営責任者)は指導員の資質の向上のために研修を実施することとします。</li> <li>②設置者(運営責任者)は、県、市町村、大学などの他の機関が実施する放課後児童クラブに関連する研修会に指導員が参加する機会を確保することとします。</li> <li>③指導員は専門性を高めるため自主研修を行い、自己研鑽に努めることとします。</li> </ul>

## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
設備の基準	<p>第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。</p> <p>3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。</p>	<p><b>【施設・設備】</b>                      放課後児童クラブの施設は、子どもが安心してすごせる場所を保障するために、衛生的で安全な生活にふさわしい専用の施設を設置するよう努めることとします。                      また、障害を持つ子どもの利用が可能なようにバリアフリー化に努めることとします。</p> <p>(1) 必要な施設                      ・生活室(クラブ室) ・遊び場(屋内・屋外) ・静養室                      ・事務室 ・トイレ(クラブ用に設置されたもの) ・玄関                      ・足洗い場 ・台所(専用) ・温水シャワーのついた手洗場                      ・2方向以上の避難経路</p> <p>(2) 必要な設備                      ・児童用ロッカー ・下駄箱 ・傘立 ・座卓 ・本棚                      ・事務机、椅子 ・指導員用ロッカー(施錠できるもの)                      ・冷蔵庫 ・食器戸棚 ・電話(FAX付) ・布団                      ・掃除機 ・救急箱 ・物置                      ・消火器などの消防設備など防災の設備                      ・防犯ブザーや施錠など不審者対策、防犯設備</p> <p>特に、子どもが生活する生活室(クラブ室)は、適度な採光や通風に配慮し、空調装置(冷暖房)、カーテンやブラインド、網戸、その他子どもの生活に必要な備品を備えることとします。                      また、家具の転倒防止策、ガラスの飛散防止フィルムなど安全についても配慮します。</p> <p>(3) 施設の広さ                      子どもが主に活動する場所(生活室)については、子ども1人あたり1.65平方メートル以上の広さを確保することとします。</p>
職員	<p>第10条第4項                      4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p><b>【規模】</b>                      40名を限度としますが、40名を超える場合は相当の指導員を増員し、規模を2つに分けるなど施設設備などの条件整備に努めることとします。</p>

## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
利用者を平等に取り扱う原則	第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	【指導員のモラル】 ②指導員は、体型、容姿、性別、障害、国籍等について差別的言動など、子どもの人格・人権を傷つけないこと
虐待等の禁止	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	【指導員のモラル】 ①指導員は、子どもに体罰を与えないこと。
衛生管理等	第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	

## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
運営規程	<p>第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>(3) 開所している日及び時間</li> <li>(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額</li> <li>(5) 利用定員</li> <li>(6) 通常の事業の実施地域</li> <li>(7) 事業の利用に当たっての留意事項</li> <li>(8) 緊急時等における対応方法</li> <li>(9) 非常災害対策</li> <li>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(11) その他事業の運営に関する重要事項</li> </ol>	
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	<p>第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。</p>	
秘密保持等	<p>第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【指導員のモラル】</p> <p>③指導員は、子ども・保護者に関する個人情報及び指導員として知り得た守秘義務を負うこと。</p>



## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
苦情への対応	<p>第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>	<p><b>【苦情・要望への対応】</b></p> <p>保護者や地域の住民から放課後児童クラブの運営等に関し様々な苦情や要望、意見が寄せられることが考えられます。運営責任者（設置者）や指導員の対応が適切でなければ、地域に支えられ、保護者とともに子育てをするという放課後児童クラブの趣旨がうまく反映されないことも考えられます。</p> <p>(3) 苦情・要望に対応する体制 苦情・要望に対応するため体制を整えることとします。</p>
開所時間及び日数	<p>第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	<p><b>【開設日・開設時間】</b></p> <p>(1) 開設日 開設日は各放課後児童クラブで運営責任者（設置者）、指導員、保護者の間で協議の上定めることとします。 ただし、基本的に下記に該当する日は開設することとします。</p> <p>① 平日の放課後、土曜日、夏休み、秋休み（2期制の前・後期の間の休業日）、冬休み、春休み ② 学校休業日などで必要とされる日</p> <p>(2) 開設時間 開設時間については原則として下校から午後6時までとし、学校休業日は午前8時から午後6時までとします。 ただし、親の就労状況・通勤時間や子どもの状況が地域により違いが大きいので、開始時間及び終了時間を変更できることとします。</p>

## 5.参酌すべき基準と現行ガイドライン

項目	市条例（案）	現行県ガイドライン
保護者との連絡	<p>第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>	<p><b>【保護者の保育参加と保護者会の設置】</b>                  ②運営責任者(設置者)は、保護者会と連絡・協議を図り、保育の充実に努めることとします。</p>
関係機関との連携	<p>第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p><b>【学校との連携】</b>                  放課後児童クラブの運営にあたり、設置者(運営責任者)は、学校との情報交換を密にし、子どもの生活と遊びの場を広げるため、学校の校庭・体育館や余裕教室等の利用について、積極的に学校へ働きかけを行うこととします。</p>
事故発生時の対応	<p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。                  2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p><b>【安全管理体制の整備】</b>                  子どもの安全を守るために、防災及び防犯の観点から日常的な危機回避(防止)と、危険との遭遇や事故・怪我の対応(危機対応)の2つの面から体制を整備し、判断基準、責任者、連絡体制(学校と放課後クラブ、指導員と保護者)及び、現場での対応手順を決めてマニュアル(文書)化し、定期的に見直しすることとします。                  特に緊急時には、保護者と指導員の連絡を携帯電話やメールを活用して、速やかに行えるよう整備します。また、小学校、警察、消防及び行政機関等との相互の連絡体制をつくることとします。</p>